

業務に生かせる民法

○講座のねらい

法体系の中で最大の範疇を占める民法について、行政との関わりに重点を置いた視点で講義を行い、近時の主要な改正点についても理解する。また、多くの事例を交えながら、基礎理論や知識を習得し、民法をより身近に感じることで、さらに仕事をスムーズに進める能力を養う。

○対象者

受講を希望する職員

○日 程

令和4年 8月17日（水）～18日（木）2日間

○会 場

自治研修センター（午前9時30分までに集合）

○予定人員

50名

○講 師

名山法律事務所
弁護士 山口大観



○カリキュラム

	午 前	午 後
1 日 目	(9:40~10:00) ・オリエンテーション (10:00~12:00) ・講義（民法の構成、債権法）	(13:00~16:30) ・講義（債権法）
2 日 目	(9:40~12:00) ・講義（物権法、損害賠償）	(13:00~16:00) ・講義（損害賠償、家族法） (16:00~) ・閉講

【令和2年度受講生のアンケートから

※ 令和3年度は研修を中止したため、前年度分を掲載

- 行政法などは業務で勉強することが多いが、民法については、なかなか教わるることができないため、興味を持って参加した。
- 民法総則等、基礎から復習が出来て参考になった。また、具体例を挙げ丁寧に解説いただいたため、理解しやすかった。立法の目的から考え方を説明していただいたので、疑問になりやすい点もわかりやすかった。
- 業務でたまに抵当権を目にしていて、漠然としか理解をしていなかったが、講義を受けてよく理解することが出来た。